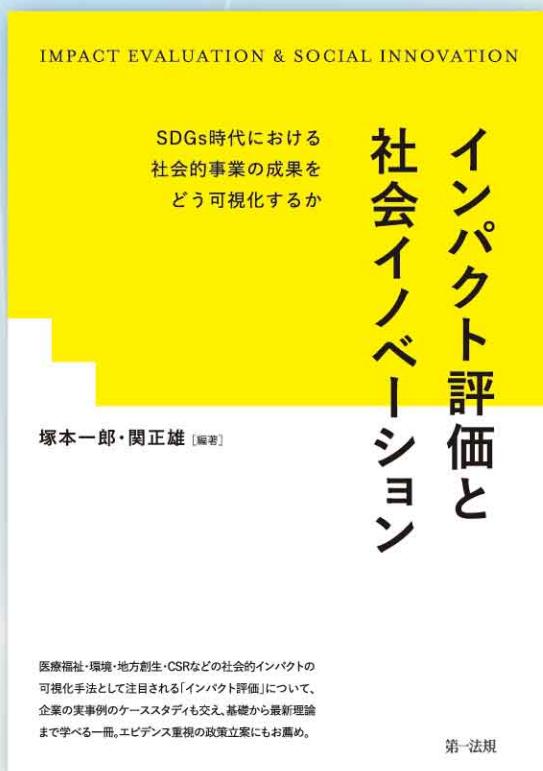


インパクト評価と社会イノベーション

SDGs時代における社会的事業の成果をどう可視化するか



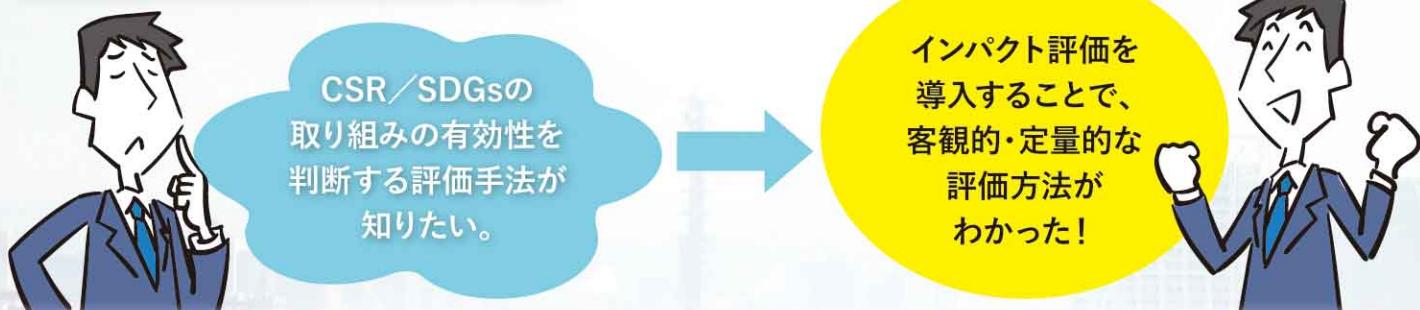
企業のSDGs・環境担当者様必読

塚本一郎・関正雄 [編著]

大野泰資、遠香尚史、片桐豪志、
木村悦久、チー・ホーン・シン、西田貴明、
西村万里子、藤田道男 [執筆者]

国内外の研究者・コンサルタント・実践者らからなる多彩な執筆陣

A5判・304頁 定価:本体2,900円+税



CSR/SDGsに取り組むうえで重要なキーワードとなるインパクト評価を解説！

インパクト評価を導入することで「CSR/SDGsへの取り組みの成果」の可視化が可能！→企業の価値向上を実現！

- インパクト評価について、最新の理論や社会イノベーションとの関係性がわかる！
- 企業等が実施したインパクト評価のケーススタディを登載。

インパクト評価の実事例を理解できる内容！



第一法規

| 東京都港区南青山2-11-17 T107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

| Tel. 0120-203-694

| Fax. 0120-302-640

序

序 章 インパクト評価の現代的意義

－社会的プログラムの有効性・効率性を評価する

第1部 インパクト評価を理解する（理論編）

第1章 インパクト評価とは何か

第2章 インパクト評価と費用便益分析

第3章 インパクト評価とSROI

第2部 環境・医療・産業振興分野におけるインパクト評価（分野編）

第4章 自然環境分野における社会的インパクト評価

第5章 保健医療分野におけるインパクト評価の政策利用

第6章 社会インパクト評価の産業振興施策の成果測定への応用

第3部 インパクト評価と社会イノベーション（応用編）

第7章 インパクト評価とSDGs・ESG投資

第8章 成果連動型契約とインパクト評価

第9章 EBPMとインパクト評価

第4部 ケーススタディ

ケーススタディ（1）環境省による経済価値評価の事例

ケーススタディ（2）英国のソーシャル・インパクト・ボンドの事例等を踏まえて

ケーススタディ（3）損保ジャパン「SAVE JAPAN プロジェクト」のSROI評価

ケーススタディ（4）リクルートと北九州市との連携による女性の就業・

子育て両立支援事業「iction!プロジェクト」のSROI評価

ケーススタディ（5）ゴールドマン・サックス・横浜市・社会福祉法人等、

多様な主体の連携による子どもたちの学習・生活・

居場所支援のSROI評価

詳細・お申し込みはコチラ → 第一法規 検索 

→ 第一法規 検索 

申込書（第一法規刊）

申込部数	部
------	---

インパクト評価と社会イノベーション
—SDGs時代における社会的事業の成果をどう可視化するか—

●定価3,190円（本体2,900円） [コード 069260]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金について次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

年 月 日

ご住所

機関名

部署名

フリガナ
ご氏名TEL
E-mail□公用
□私用

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

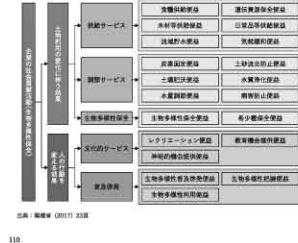
お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)をフリーダイヤル **TEL:0120-203-696** **FAX:0120-202-974**

第2章 地域・医療・産業振興分野におけるインパクト評価（分野編）

② 環境分野の社会的インパクト評価

環境分野の社会的インパクトを評価するためには、保全活動により生じる様々な効果を具体的に抽出することが必要である。例えば、企業による減少効果を保全する最適な監視地や監視地に対する影響の評価にしても、非常に多岐にわたる社会的インパクトが生じる可能性がある。一般的に企業の保全活動は、絶滅の土地利用を防ぎさせて、希少種の保護といった生物多様性保護だけでなく、自然からの気候変動の緩和や生態系の保全に貢献することもある。環境保護がそのまま社会的インパクト評価の範囲に含まれることもある。自然からの気候変動の緩和や生態系の保全を評価する方法の一つとして、保全活動がもたらす効果を複数なプロセスごとに整理し、実際に期待される効果を抽出している例である。

図表4-4 環境分野の社会的インパクト評価



出典：環境省 (2017) 33頁

118

第4章 地域・医療・産業振興分野における社会的インパクト評価

これらの保全活動による効果を整理した後、それぞれの効果を覚える指標や項目を定義し、評価に用いるデータの収集をおこなう。データの収集においては、経済的又は保健福祉の観点から用いられるアンケート調査や統計情報だけでなく、野外の動植物の生息や生態系の状況を評価する方法や現地的な調査も必要なことがある。社会的インパクトの広大な範囲の範囲、精度向上を図るために、図表4-4に記載された項目について組織的していくことが望ましく、これをおべて網羅するためには複数の評価や複数の指標が必要になる。しかし、実際の自燃環境の状況や希少な生物の生息状況など、地元の自然環境整備の収集は、野外収集が必要な場合が多い。画面内容によっては経済的にも時間にも大きなコストとなる。したがって、社会的インパクト評価に用いるデータの収集には、評価的目的の実現に必要な効率の問題を意識して、この程度のコストを掛ける必要があるのかは十分に確認をしておくことが望ましい。

図表4-5 社会的インパクト評価の範囲内でのための収集事項

項目	内容
死因（医療）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が死因である。
事故（交通事故）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が交通事故である。
風景（風景地）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が風景地である。
動植物（動植物）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が動植物である。
資源（資源）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が資源である。
社会的（社会的）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が社会的である。
自然的（自然的）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が自然的である。
経済的（経済的）	対象とする収集みなして生じたと思われる原因が経済的である。

これらの社会的インパクト評価を行うためのデータの収集と並行して、社会的インパクト評価の実現にある「活動による社会的な変化」を示す指標が必要である。しかし、これらの問題については、概要に捉えるとともに最も大切なデータを網羅的かつ正確に記述するためには、社会的インパクト評価の範囲においては、確実な基礎地図による変化を捉えるためには、完全に同じ寸法の基準の収集用紙を用意して、同時に実施する義務に実現しない場合においては生態系サービスや生き物のデータを収集し、限界の有無による違いを統計的に分析することも

111

第3章 インパクト評価と社会イノベーション（応用編）

3 ESG投資家が求めるインパクト評価と情報開示

(1) 日本国内のサステナブル・ファイナンスの歴史

日本におけるSRI（社会的責任投資）の元年は1999年といわれる。「エコファンド」と呼ばれるSRI投資信託が初めて開発され、国内で販売された。エコファンドは、環境にやさしい投資を行なう趣旨を組み込んだ投資信託商品であり、一定の個人投資家層に支持を得られており現在に至っている。

また、2008年に大蔵省券券から発行されたクランク債など、2010年以降は社会実験債と呼ばれる制度が導入された。

しかし、いずれにせよSRI商品の開拓層は個人投資家を中心で、投資資金全体に占めるSRIの割合はまだ小さく、ニッチな投資信託の形態で販売されてきたのが現状である。

ESGは、2006年にUNEP FI（国際環境計画金融委員会）が立ち上げた責任投資原則（PRI）をきっかけとして、サステナブル・ファイナンスのインストゥルームが確立しつづけられた。この状況に大きな変化が現れ、サステナブル・ファイナンスの実現可能性が高まってきたからは、2006年の責任投資原則が採用されたESGの歴史である。

ESGは、2006年にUNEP FI（国際環境計画金融委員会）が立ち上げた責任投資原則（PRI）をきっかけとした考え方である。環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の3要素が、運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能である。また同時にこの原則通りによって投資家の広範な社会的目標を達成することができます。したがって、受託者責任に反しない状況で六つの原則にコミットすることを宣言するものである。

ESGは、2006年にUNEP FI（国際環境計画金融委員会）が立ち上げた責任投資原則（PRI）をきっかけとした考え方である。環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の3要素が、運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能である。また同時にこの原則通りによって投資家の広範な社会的目標を達成することができます。したがって、受託者責任に反しない状況で六つの原則にコミットすることを宣言するものである。

ESGは、2006年にUNEP FI（国際環境計画金融委員会）が立ち上げた責任投資原則（PRI）をきっかけとした考え方である。環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の3要素が、運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能である。また同時にこの原則通りによって投資家の広範な社会的目標を達成することができます。したがって、受託者責任に反しない状況で六つの原則にコミットすることを宣言するものである。

第7章 インパクト評価とSDGs・ESG投資

■投資家（投資家）

私たちが投資家との収集事項の把握にESGの課題を組み込みます。

2. 私たちは、運営会社（株式）所有者になり、(株式)所有者と(株式)所有者とESG問題を組み込みます。

3. 私たちは、投資対象の主権に対してESGの課題について適切な質問を投げます。

4. 私たちは、真正耐用年数において本課題が受け入れられ、実行されるよう働きかけを行います。

5. 私たちは本原則を実行する際の効果を実現するために、協力します。

6. 私たちは、本原則の執行に関する効果や進捗状況を定期的に報告します。

出典：責任投資原則（日本版） UNEP FI 2006年

2006年4月に公表されたこの原則には、2ヵ月後の2006年6月末時点では世界79の機関が署名し、日本からは、大蔵省銀行、損保ジャパン、大和証券、三井UFJ信託銀行の四つの機関に加えて、投資所有者としてカッコマーク年金基金が署名した（岡口 2006: 2頁）。

その後、署名機関数は毎年のように増え、2015年、日本で77機関が署名している。この署名機関数の飛躍的拡大に連れて、投資の世界での影響力も大きくなり拡大している。とりわけ、国内外で力を盡め大きな影響をもたらしたのは、世界最大の政府年金基金である日本のGIF（年金独立金庫運用監督独立行政法人）が2011年にPRIに署名

197

したがって、この原則は世界中の機関が採用する傾向にある。

これらの社会的インパクト評価による「活動による社会的な変化」を示す指標が必要である。しかし、これらの問題については、概要に捉えるとともに最も大切なデータを網羅的かつ正確に記述するためには、社会的インパクト評価の範囲においては、確実な基礎地図による変化を捉えるためには、完全に同じ寸法の基準の収集用紙を用意して、同時に実施する義務に実現しない場合においては生態系サービスや生き物のデータを収集し、限界の有無による違いを統計的に分析することも

これらの社会的インパクト評価による「活動による社会的な変化」を示す指標が必要である。しかし、これらの問題については、概要に捉えるとともに最も大切なデータを網羅的かつ正確に記述するためには、社会的インパクト評価の範囲においては、確実な基礎地図による変化を捉えるためには、完全に同じ寸法の基準の収集用紙を用意して、同時に実施する義務に実現しない場合においては生態系サービスや生き物のデータを収集し、限界の有無による違いを統計的に分析することも